

平成 25 年 1 月 1 日から施行します

「空き家等の適正管理に関する条例」



●問い合わせ先 生活安全課 (☎ 82-1133)

近年、高齢化や核家族化、または経済的事情などの理由により管理不全の空き家が増大し、建材の飛散や建物の倒壊による災害、火災、犯罪の誘発等、近隣住民が不安を抱くケースが数多く見られるようになってきました。そこで市民が安全で安心して生活することができるよう「山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、1月1日から施行します。



◇ 基本方針 ◇

1. 空き家の所有者などの適正な管理を行う責務の明示

空き家の所有者等は、管理不全の状態にならないよう資材等の整理整頓と建物等を適正管理する。

2. 情報提供の呼びかけ

市民の役割として、近隣に管理不全な空き家があれば、市に情報提供する。

3. 実態調査

市は、空き家の情報提供があった場合や発見した場合は実態調査を行い、必要があると認められたときは立入調査をすることができる。

4. 所有者に適正管理を求める助言、指導、勧告および命令

市は、実態調査によって管理に問題があると認められる空き家の所有者に対し、その状態に応じて助言、指導、勧告および命令を行うことができる。

5. 公表

市は、所有者が正当な理由なく命令に従わないときは、命令の内容等を公表できる。

6. 関係機関への協力要請

市は、関係機関(警察、消防署等)に管理不全の状態になることを防止するための協力および緊急を要する場合の必要な措置を要請する。

7. 代執行

市は、所有者が命令に従わない場合、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、市が代わりに適正な措置を行い、その費用を所有者から徴収することができる。

《用語の説明》

空き家

市内に所在する建物その他工作物で、常時無人の状態にあるもの

管理不全の状態

- 著しい老朽化による一部または全部の倒壊のおそれがある状態
- 強風により容易に建材等が飛散する状態
- 庭木等が繁茂し、除枝または除草が必要な状態
- 病害虫が大量発生する状態
- 野犬等の動物が営巣する状態
- 資材やごみが散乱する状態
- ごみの不法投棄場所になる状態
- 不特定者の侵入による火災または犯罪もしくは非行を誘発するおそれがある状態
- 交通安全の障害になる状態
- その他、周辺の良好な生活環境を著しく損なう状態



危険な空き家があります。調査をお願いします。



この条例では、空き家の管理不全な状態により、近隣住民等が不安を抱いたり迷惑を受けたりすることを問題としています。この問題を解決するためには、しばらく家を空けることになった場合でも、「何かあったらここへ連絡してください。」と言い合える、普段からの地域のコミュニケーションが大切です。また、自分の所有している空き家の様子を定期的に見る、自分で管理できない場合は業者等に依頼するなど、所有者としての責任を果たすことを心がけてください。

